

マイナンバーの利活用拡大による 国民の利便性向上に向けて

参考資料

2022年11月2日

十倉 雅和

中空 麻奈

新浪 剛史

柳川 範之

マイナンバーを活用した行政DXの推進と国民の利便性向上

- マイナンバー・マイナンバーカード・マイナポータルの3つの利活用を更に幅広い行政分野に拡大する必要がある。
- セキュリティへの不安払拭とともに、迅速にカードが国民に行き渡るよう、環境整備を加速すべき。
- 国民が利便性を実感できるよう、マイナンバーを利用した行政機関の情報連携やオンライン手続を進めるべき。

図1 マイナンバーカード交付数とマイナポイント第2弾の累積実績の推移
～カード交付・公金受取口座登録ともに加速すべき～

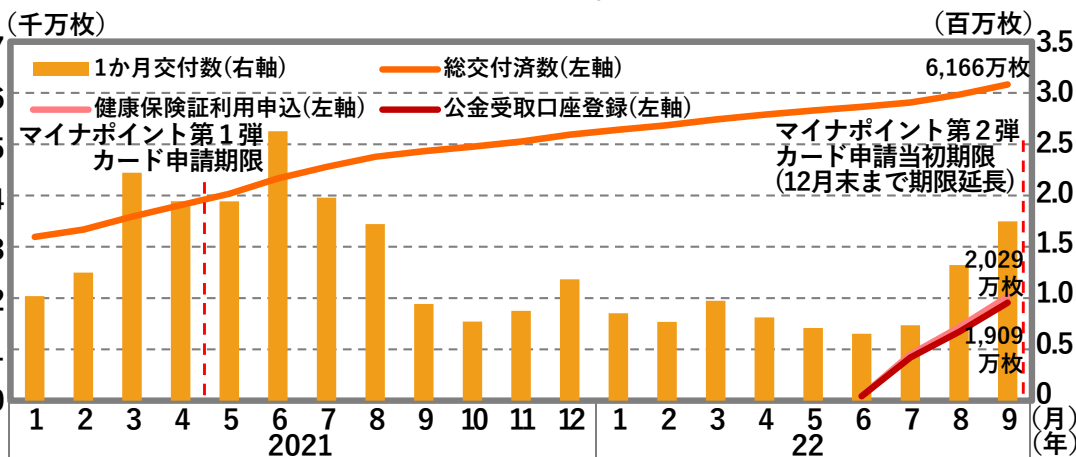


図2 マイナンバーカードを取得していない理由 (2022年)
～マイナンバーへの不安払拭や利便性を実感できる制度設計を進めるべき～

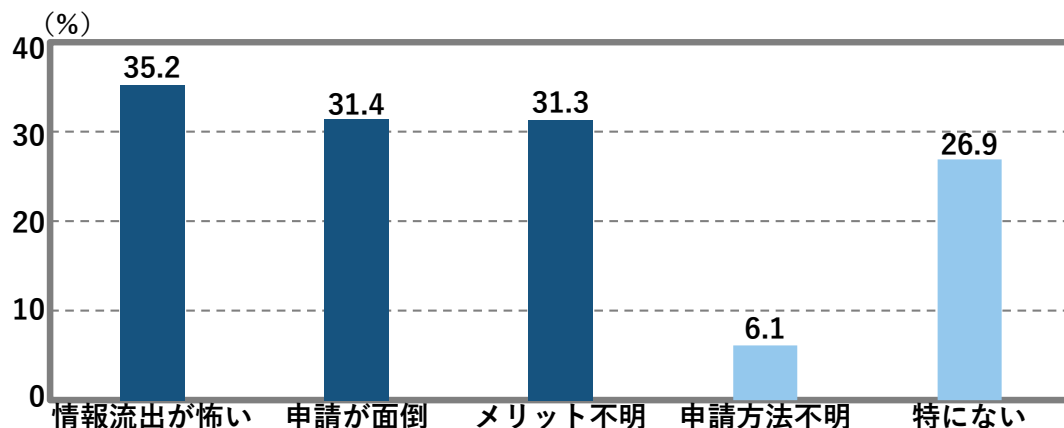


図3 自治体間のマイナンバーを活用した情報連携内容
～一部の事務・情報に集中。情報連携の分野拡大を図るべき～

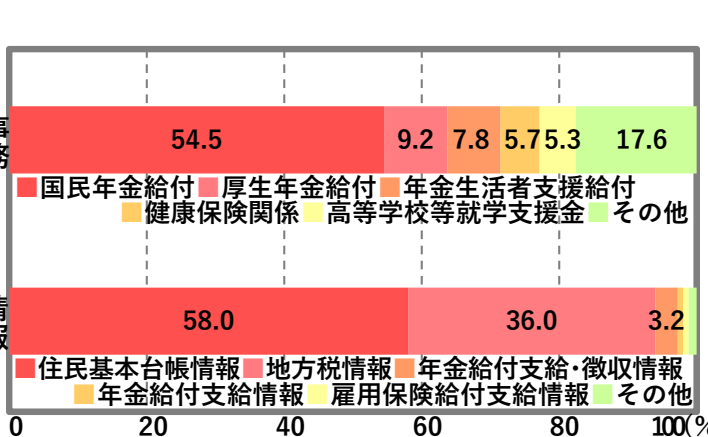


図4 行政手続のオンライン利用率 (2020年)
～行政手続のオンライン利用率を改善すべき～

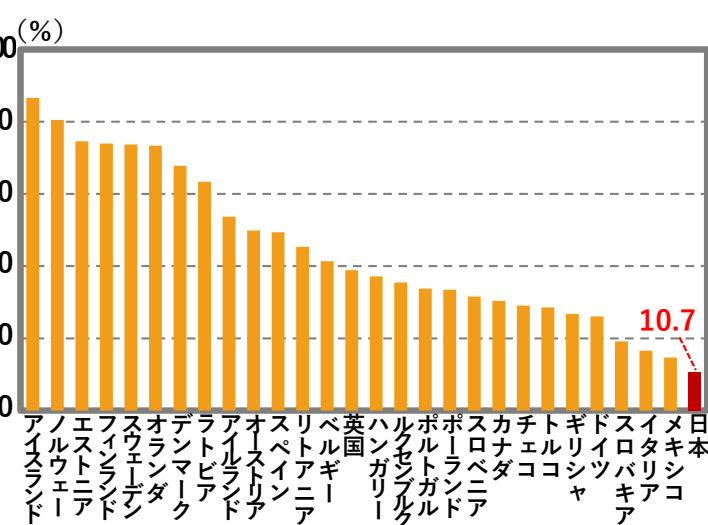
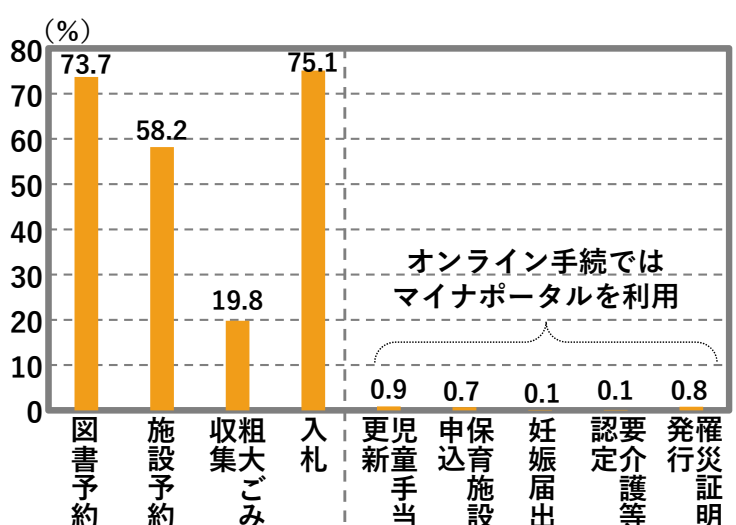


図5 市区町村手続でのオンライン利用割合(2020年度)
～マイナポータルを用いた社会保障等の手続を拡大すべき～



(備考) 図1：総務省資料により作成。図2：デジタル庁「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議(第6回)」資料により作成。図3：デジタル庁資料により作成。図4：総務省「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究の請負成果報告書」により作成。図5：総務省「自治体DX・情報化推進概要」により作成。

H Xの拡大を通じた国民の利便性向上

- 情報取扱ルールの整備や民間事業者も含めた情報連携の拡大など、**PHRの活用基盤を早期に整備**すべき。
- 高度遠隔医療の環境整備やマイナンバーカードを用いた資格確認等も活用し、**オンライン診療を強力に進める**べき。
- 膨大な**医療情報をビッグデータ**として活用する更なる環境整備を進め、新たな産業基盤にしていくべき。

図6 現行の標準電子カルテの導入割合(2020年)
～電子カルテなどの標準化とオンライン化を進め、HXの基盤とすべき～

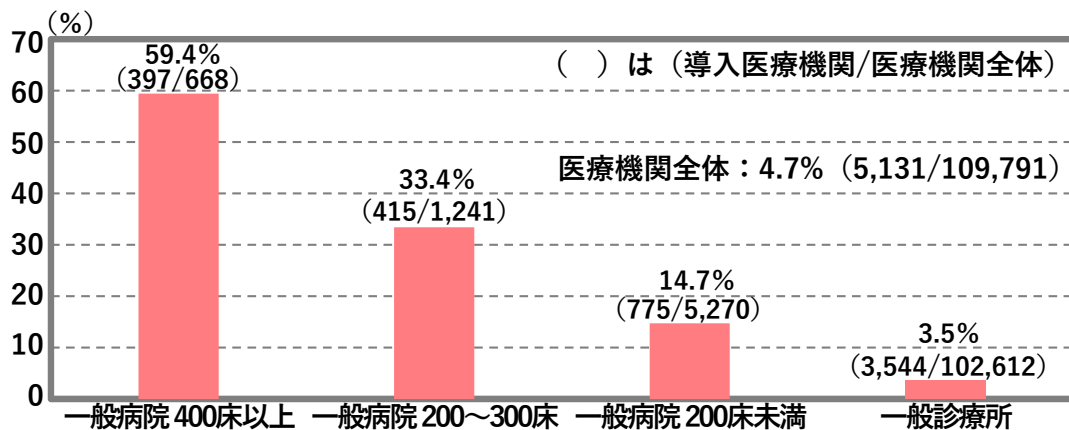


図8 電話・オンライン診療実施可能な医療機関の推移
～実施割合は全体の15%程度で頭打ち～

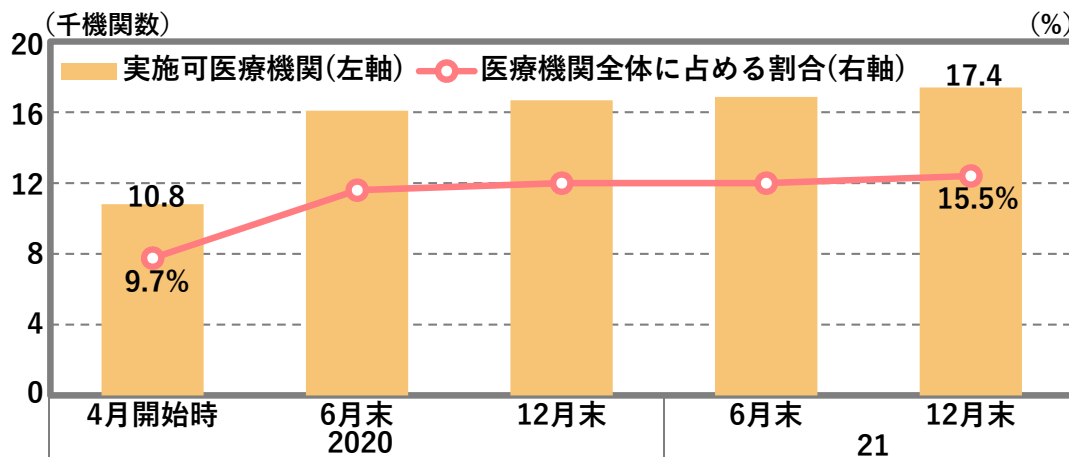


図7 マイナポータルと連携する民間PHR(保健医療情報)サービスの割合(2022年)
～実施済は3%との回答～

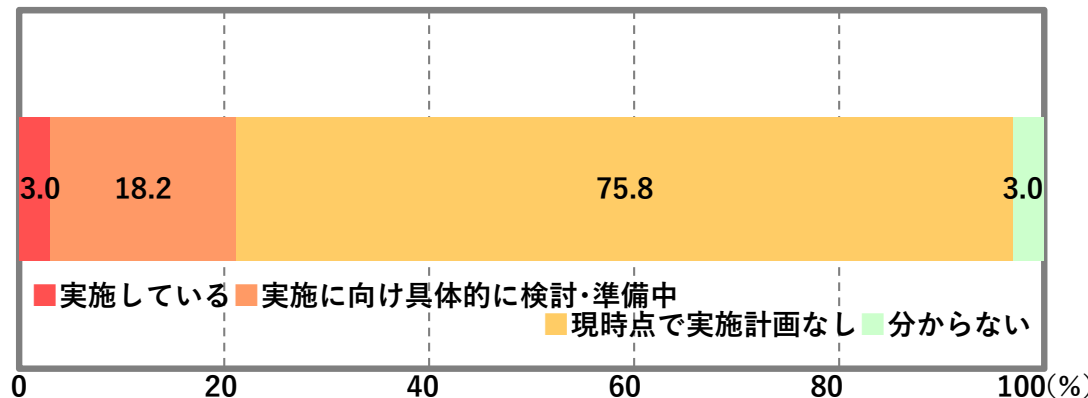
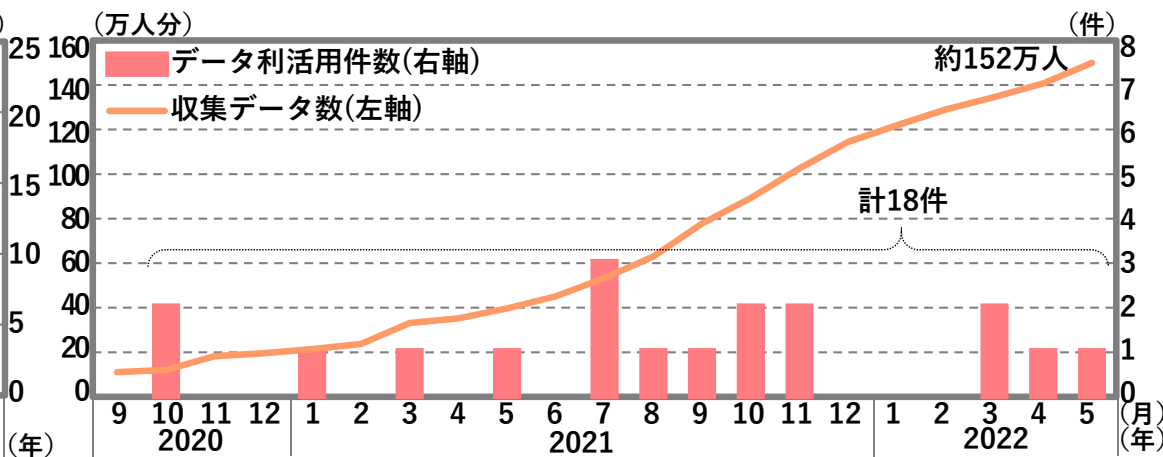


図9 匿名加工された医療情報(カルテ等)の収集・利活用状況の推移
～データ蓄積が進む中、利活用を促進するための更なる環境整備を進めるべき～



(備考) 図6：厚生労働省「健康・医療・介護情報利活用検討会医療情報ネットワークの基盤に関するWG(第4回)」資料により作成。図7：厚生労働省「健診等情報利活用ワーキンググループ民間利活用作業班(第9回)」資料により作成。図8：厚生労働省公表資料により作成。図9：内閣府「次世代医療基盤法検討ワーキンググループ」資料により作成。

マイナンバーの利活用拡大を基礎とした社会保障制度等の充実①

- 少子高齢化が進む中で、**応能負担の徹底**や**多様化する家計へのきめ細かなセーフティネット**の必要性が高まっている。
- **マイナンバー導入時に期待された公平な社会保障制度や税制の基盤**としての役割は、十分果たされているとは言い難い。
- **分厚い中間層を強化するとともに、必要な者に必要な支援を提供**することは、待ったなしの課題。

図10 再分配後の年間所得分布

～平均世帯人員数の減少や高齢者世帯の増加により、世帯所得は下方にシフト～

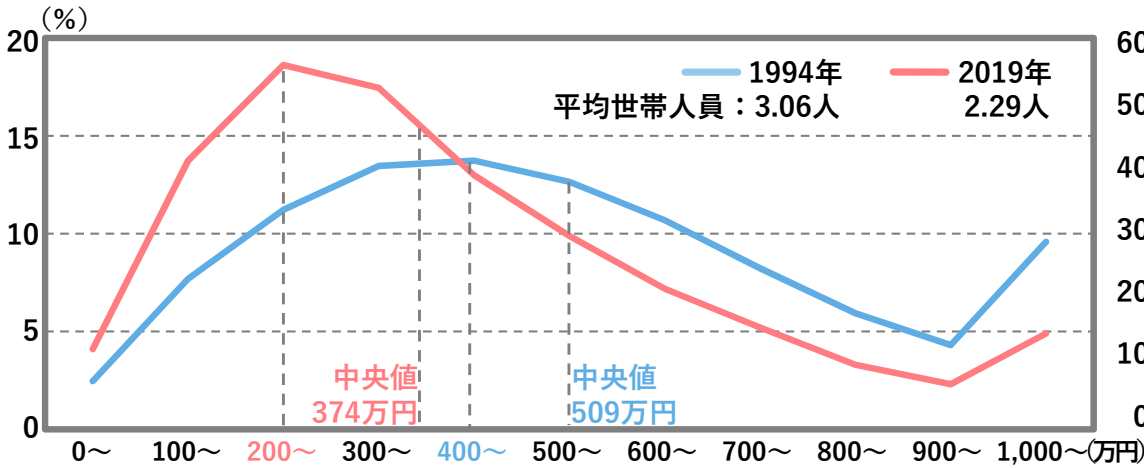


図11 日本において資産保有上位層が占める資産の割合の推移

～上位10%が高いシェアを占める～

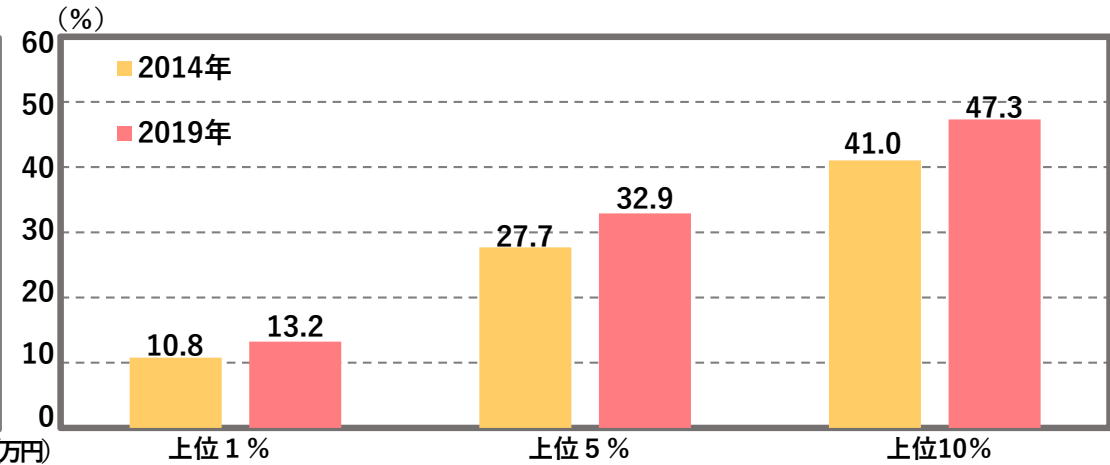


図12 就業者の雇用形態の分布(2016年) 図13 年間世帯総収入の分布(2019年)

～母子世帯は、標準的な世帯と比べ、非正規雇用・低所得層が多い～

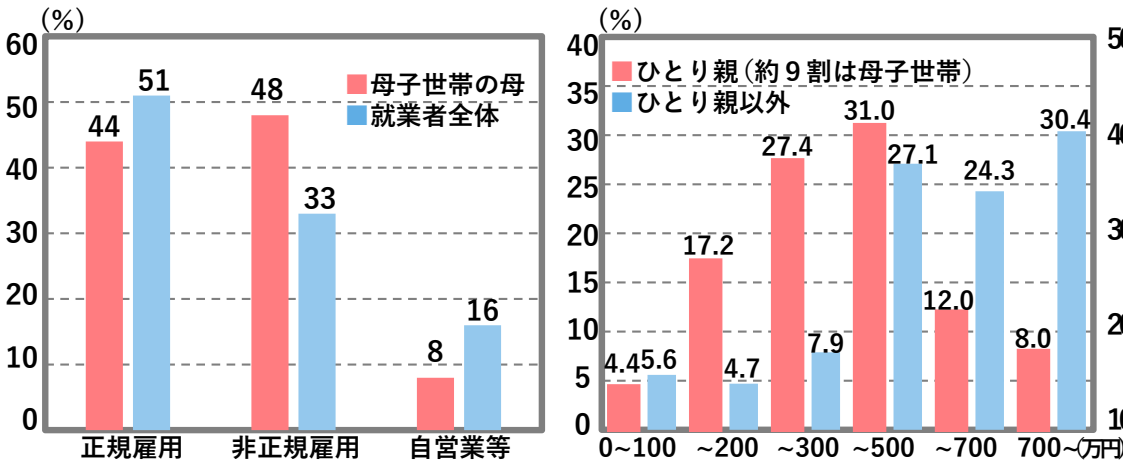
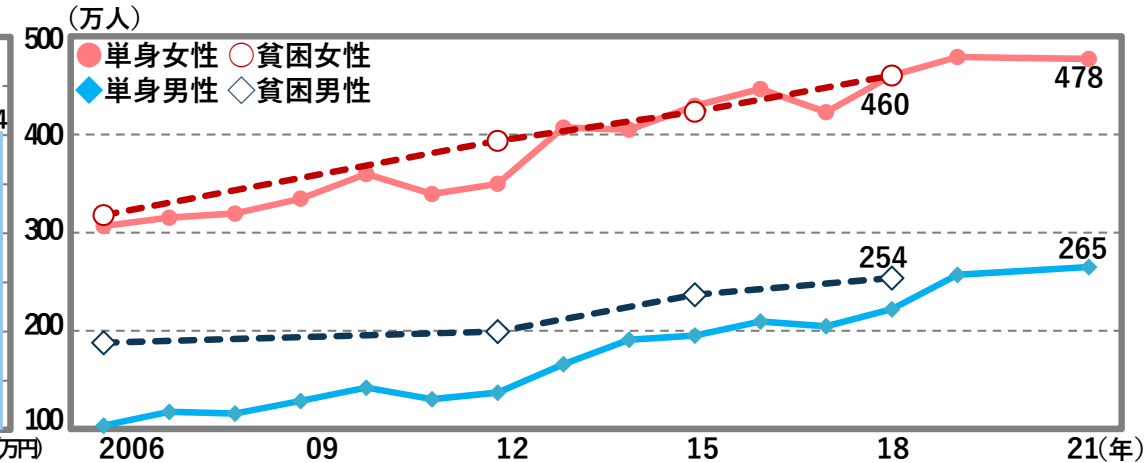


図14 65歳以上の生活状況の推移

～女性を中心に単身世帯・貧困状態の高齢者が増加～



マイナンバーの利活用拡大を基礎とした社会保障制度等の充実②

- マイナンバーに紐付いた**情報の充実**や**情報連携の拡大**によって、多様化する家族や就労形態に対応し、**国民にとって利便性の高い支援措置**等が可能となる。
- **海外でも**、社会保障給付等において、**個人番号制度は幅広く活用**されている。

図15 米国の子育て世代対象給付制度（2021年米国救済計画法）
～所得や世帯の状況に応じ給付額が変化～

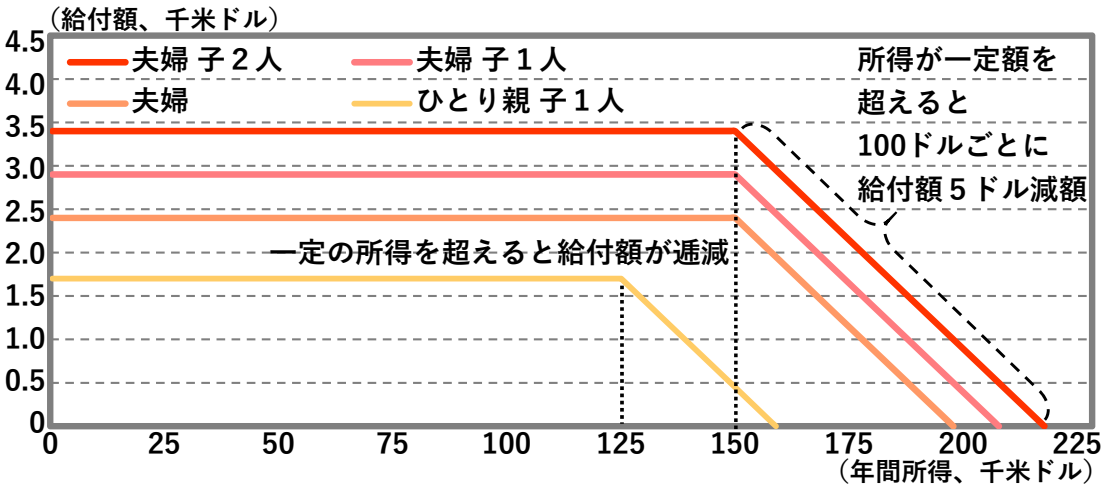


図16 日本の児童手当制度(子供2人と年収103万円以下の配偶者を扶養の場合)
～養育者の収入が一定を超えると手当が減額又は不支給～

養育者の収入	子の年齢	児童手当の月額	
約1,200万円以上	中学校卒業まで	0円	
約960万円以上	3歳未満	5,000円	
上記以外	3歳以上～小学生	第3子以降	15,000円
		第1子・第2子	10,000円
	中学生	10,000円	

図17 海外における個人番号制度の利活用状況
～我が国でも社会保障・税分野での利活用を推進すべき～

社会保障・税での活用制度	各国の状況
社会保障・税での活用制度	米国： 低所得者に国が給付・減税で就労を支援する 勤労税額控除制度。
	英国： 所得補助・家賃補助・子育て給付・障がい者給付などの各種制度を整理統合し、就労インセンティブを盛り込みつつ、オンライン申請で給付が行われる ユニバーサルクレジット。
	フランス： 収入が一定額に達するまで手当を支給し、低所得者を支援する 活動手当。
	カナダ： 消費税負担分を低所得者に還付する 消費税逆進性対策税額控除。
銀行口座の紐付け状況	オランダ： 低所得者の税負担・社会保険料負担を緩和する 社会保険料負担軽減税額控除。
	韓国： 働くほど総所得が増えるよう給付し、低所得者の勤労インセンティブを高める 勤労奨励税制。
	米国： 全口座紐付け義務 あり。 英国：少額投資非課税制度の個人貯蓄口座に紐付け義務あり。 スウェーデン } ※税金や社会保険料の振込専用口座も登録 デンマーク } ※政府の公金収納・給付のための口座も登録 エストニア } 全口座紐付け義務 あり。 口座残高の把握が可能。 韓国 }

(備考) 図15：米国内国歳入庁公表資料により作成。図16：内閣府公表資料により作成。養育者の収入の区分は、扶養親族等の数などにより異なる。
図17：経済・財政一体改革推進委員会（第39回）資料等により作成。